



# 島根県報

平成17年12月27日 (火)  
 第 1,739 号  
 (毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2

### 告 示

地域森林計画の変更 (森林整備課) 2

定置漁業の免許の内容等の事前決定 (水産課) 3

定置漁業権の消滅 ( " ) 4

道路の供用開始 (道路維持課) 4

### 公 告

共用ファイルサーバの賃貸借に係る一般競争入札の実施 (情報政策課) 4

短靴の購入に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 6

### 特定調達公告

税務総合オンラインシステム用端末装置の賃貸借に係る随意契約の相手方等 (税務課) 7

### 教委規則

島根県立高等学校通学区域規程の一部改正 (高校教育課) 8

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 10

### 選管告示

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 13

### 漁調委指示

ふぐ浮延縄漁業の制限 13

### 正 誤

平成14年7月9日付け島根県報第1,383号中 (道路維持課) 13

平成15年7月4日付け島根県報第1,484号中 ( " ) 14

平成16年2月20日付け島根県報第1,548号中 ( " ) 14

平成16年11月26日付け島根県報第1,628号中 ( " ) 14

平成17年7月15日付け島根県報第1,692号中 ( " ) 14

平成17年7月22日付け島根県報第1,694号中 ( " ) 15

平成17年11月1日付け島根県報第1,723号中 ( " ) 15

平成17年12月9日付け島根県報第1,734号中 ( " ) 15

## 公布された条例等のあらまし

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (規則第128号)

### 1 規則の概要

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理 (第1条・第2条・第3条・様式第1号・様式第2号関係)

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第128号

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第63条第3項第6号、第31条の2第2項第12号二及び第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号」に改める。

第2条第1項中「第63条第3項第6号、第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」に改め、同項ただし書中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改め、同条第2項中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

第3条第1項及び第2項第2号中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

様式第1号中 「第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二」 を 「第31条の2第2項第15号二 第62条の3第4項第15号二」 に改め、同様式の備考4から6までの規定中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

様式第2号中 「第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二」 を 「第31条の2第2項第15号二 第62条の3第4項第15号二」 に改め、同様式の備考3中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第15号二又は第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書でこの規則の施行の際受理されているものは、改正後の租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の規定により作成された申請書とみなす。

告 示

島根県告示第1,293号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡及び斐川郡一円)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県松江農林振興センター 島根県木次農林振興センター 島根県出雲農林振興センター
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市及び邑智郡一円)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県川本農林振興センター 島根県浜田農林振興センター
高津川森林計画区 (益田市及び鹿足郡一円)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県益田農林振興センター

## 島根県告示第1,294号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 定第18号

## (1) 免許の内容たるべき事項

## ア 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで

## イ 漁場の位置

出雲市大社町杵築西湊原地先

## ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第118号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第118号から196度2,463メートルの点

イ 基点第118号から209度2,544メートルの点

ウ 基点第118号から222度2,818メートルの点

エ 基点第118号から219度3,075メートルの点

オ 基点第118号から208度2,818メートルの点

## (2) 地元地区

出雲市大社町

## 2 免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 平成18年4月1日

(2) 申請期間 平成17年12月27日から平成18年2月28日まで

## (付記)

## 1 漁業権の存続期間

平成18年4月1日から平成20年8月31日まで

## 2 制限又は条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
  - (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

島根県告示第1,295号

漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の規定により、平成17年12月19日次の定置漁業権の消滅を免許漁業原簿に登録した。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

免許番号、漁業権者の住所及び氏名（名称）

免許番号	住 所	氏 名（名 称）
定第15号	石川県七尾市黒崎町イ部1番地1	寒鱈大敷網有限会社
定第5号	島根県松江市島根町野井317番地	野井大敷組合
定第6号	島根県松江市島根町野井317番地	野井大敷組合

島根県告示第1,296号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	雲南市大東町下久野417番1地先から同1114番1地先まで	メートル 132.00	平成17年 12月27日	木次土木建築事務所	

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札の内容

- (1) 件名  
共用ファイルサーバの賃貸借
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成18年4月1日から平成22年3月31日まで

## (4) 入札方法

ア 入札者は、共用ファイルサーバの賃借料総額（賃借料の月額に契約期間の月数（48月）を乗じて得た額。消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

## (5) その他

入札説明会は実施しない。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(4) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(5) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

## 3 入札参加申請に必要な書類の提出場所等

(1) 入札参加申請書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県地域振興部情報政策課 電子自治体推進室

電話：0852 - 22 - 6636 ファクシミリ：0852 - 22 - 5969

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成17年12月27日から平成18年1月23日までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）の間、上記交付場所において交付する。

## 4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成18年1月30日（月） 午前10時

(2) 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第3会議室

(3) その他 郵便による入札は認めない。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額を契約期間の月数（48月）で除し、12を乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「支出予定相当額」という。）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

支出予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成18年1月26日午後5時までに必要な書類を提出し、当該書類について説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年12月27日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

短靴の購入

(2) 入札案件の数量等

男性用短靴 934足（紐有り359足、紐無し575足）

女性用短靴 49足（紐有り 49足）

（詳細仕様は、入札説明書による。）

(3) 納入期限

平成18年3月24日（金）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「12雑類」中分類「(5)皮革」に登録された者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2235～2236

## (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年12月27日から平成18年1月6日までの間(土曜、日曜及び休日並びに平成17年12月29日から平成18年1月3日までを除く。)、上記(1)の場所において交付する。

ただし、交付時間は午前9時から午後5時までとする。

## (3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月16日(月) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

## 4 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

ア 平成18年1月11日17時までに「入札にあたり提出する書類等」を提出すること。

イ 「入札にあたり提出する書類等」は、入札説明書による。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は入札説明書による。

---

## 特 定 調 達 公 告

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム用端末装置の賃貸借

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 代表取締役社長 佐藤 農一

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

40,309,920円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

### 教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第33号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和25年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	県立松江農林高等学校	全 県	を
	県立出雲農林高等学校		
	県立矢上高等学校		
	県立益田産業高等学校		

県立松江農林高等学校	全 県	に改める。
県立出雲農林高等学校		
県立矢上高等学校		
県立益田翔陽高等学校		

別表第3中	県立松江工業高等学校	安来市 松江市 雲南市	を
	機械科、電気科及び建築科	出雲市 大田市 八束郡	
	県立出雲工業高等学校	仁多郡 飯石郡 簸川郡	
	機械科、電気科及び建築科	隠岐郡	
	県立江津工業高等学校	大田市 江津市 浜田市	
	機械科及び建築科	益田市 邑智郡 鹿足郡	
	県立益田工業高等学校		
	電気科		
	県立松江工業高等学校	全 県	
	土木科、電子科、電子機械科及び情報技術科		
	県立出雲工業高等学校		
	電子機械科及び環境システム科		
県立江津工業高等学校			
総合電気科			
県立益田工業高等学校			

電子機械科

県立松江工業高等学校 機械科及び建築科	安来市 松江市 雲南市 出雲市 大田市 八束郡
県立出雲工業高等学校 機械科及び建築科	仁多郡 飯石郡 簸川郡 隠岐郡
県立江津工業高等学校 機械科及び建築科	大田市 江津市 浜田市 益田市 邑智郡 鹿足郡
県立松江工業高等学校 土木科、電気科、電子科、電子 機械科及び情報技術科 県立出雲工業高等学校 電気科、電子機械科及び環境シ ステム科 県立江津工業高等学校 総合電気科 県立益田翔陽高等学校 電気科及び電子機械科	全 県

に改める。

別表第 4 中

県立情報科学高等学校 県立松江商業高等学校 情報処理科及び国際ビジネス科 県立出雲商業高等学校 情報処理科及び国際経済科 県立浜田商業高等学校 国際情報ビジネス科及び情報処 理科	全 県
--	-----

を

県立情報科学高等学校 県立松江商業高等学校 情報処理科及び国際ビジネス科 県立出雲商業高等学校 情報処理科 県立浜田商業高等学校 国際情報ビジネス科及び情報処 理科	全 県
---	-----

に改める。

別表第 8 中

県立松江農林高等学校 県立三刀屋高等学校 県立邇摩高等学校 県立益田産業高等学校	全 県
---	-----

を

県立松江農林高等学校 県立三刀屋高等学校 県立邇摩高等学校 県立益田翔陽高等学校	全 県	に改める。
---	-----	-------

附 則

- この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成18年度以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第34号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県立安来高等学校の部普通科の項中

200	200	240
-----	-----	-----

を

200	200	200
-----	-----	-----

に改

め、同表島根県立松江北高等学校の部中

普通科	280	320	320
-----	-----	-----	-----

を

「

普通科	280	280	320
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県立松江南高等学校の部中

「

普通科	280	320	320
-----	-----	-----	-----

を

普通科	280	280	320
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県

立松江東高等学校の部普通科の項中

280	280	280
-----	-----	-----

を

240	280	280
-----	-----	-----

に改め、同表島根県

立松江商業高等学校の部中

国際経済科			40
情報処理科	40	40	40
会計科			40
国際ビジネス科	40	40	

を

「

情報処理科	40	40	40
国際ビジネス科	40	40	40

に改め、同表島根県立三刀屋高等学校の部中

「

普通科			200
総合学科	200	200	

を

総合学科	200	200	200
------	-----	-----	-----

に改め、同表島根県

立平田高等学校の部普通科の項中

160	200	200
-----	-----	-----

を

160	160	200
-----	-----	-----

に改め、同表島根県立

出雲高等学校の部中

普通科	320	320	360
-----	-----	-----	-----

を

普通科	320	320	320
-----	-----	-----	-----

に、

衛生看護科			40	40
-------	--	--	----	----

を

衛生看護科			40
-------	--	--	----

に改め、同表島根県立出雲商業高等学校の部中

商業科	80	80	80
国際経済科	40	40	40
情報処理科	80	80	80

を 

商業科	120	80	80
国際経済科		40	40
情報処理科	40	80	80

に改め、同表島根県

立出雲農林高等学校の部中 

生産環境科			40
食品科学科	40	40	40
動物科学科	40	40	40
環境科学科	40	40	

を

食品科学科	40	40	40
動物科学科	40	40	40
環境科学科	40	40	40

に改め、同表島根県立大社高等学校の部中

普通科	280	320	320
-----	-----	-----	-----

を 

普通科	280	280	320
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県

立大田高等学校の部中 

普通科	160	160	200
-----	-----	-----	-----

を

普通科	160	160	160
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県立川本高等学校の部中

情報流通科		40	40
-------	--	----	----

を 

情報流通科			40
-------	--	--	----

に改め、同表島根県

立江津高等学校の部中 

普通科	120	120	120
-----	-----	-----	-----

を

普通科	80	120	120
-----	----	-----	-----

に改め、同表島根県立浜田高等学校の部中

普通科	240	240	280
-----	-----	-----	-----

を 

普通科	240	240	240
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県

立益田高等学校の部中 

普通科	160	160	200
-----	-----	-----	-----

を

普通科	160	160	160
-----	-----	-----	-----

に改め、同表島根県立益田工業高等学校の部中

電子機械科	40	40	40
電気科	40	40	40
工業化学科		40	40

を 

電子機械科		40	40
電気科		40	40
工業化学科			40

に改め、同表島根県

立益田産業高等学校の部中 

生物生産工学科	40	40	40
環境土木科	40	40	40
総合学科	40	40	40

を

生物生産工学科		40	40
環境土木科		40	40
総合学科		40	40

に改め、同部の次に次のように加える。

島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40						
	電気科	40						
	生物生産工学科	40						
	環境土木科	40						
	総合学科	40						

別表第 1 島根県立隠岐島前高等学校の部普通科の項中

80	80	80
----	----	----

を

40	80	80
----	----	----

に改める。

別表第 3 島根県立松江ろう学校の項中「被服科」を「生活デザイン科」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 3 条関係)

学 校 名	小学部及び中学部	高 等 部				
		学 科	学級区分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
島根県立松江養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	40	24	16
	中学部		重複障害学級	9	12	6
島根県立出雲養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	24	16	16
			重複障害学級	12	12	6
	中学部		訪問学級	3		
島根県立石見養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	16	8
	中学部		重複障害学級	3	3	3
島根県立浜田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	16	16	8
	中学部		重複障害学級	6	3	3
島根県立益田養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	16	8
			重複障害学級	3	3	3
	中学部		訪問学級	3		
島根県立隠岐養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	
	中学部		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江清心養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	6	9	6
島根県立江津清和養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
	中学部		重複障害学級	6	3	6
島根県立松江緑が丘養護学校	小学部	普通科	単一障害学級	8	8	8
			重複障害学級	6	3	3
	中学部		訪問学級	3		

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成17年12月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,709
隠岐海区	429

### 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について次のとおり指示する。

平成17年12月27日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

島根海区海面においては、平成18年1月1日から平成20年12月31日までの間、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

### 正 誤

平成14年7月9日付け島根県報第1,383号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九	ページ	
百四十四号中	島根県告示第六	箇所
六三・八〇		誤
八三・八〇		正

平成15年7月4日付け島根県報第1,484号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ	箇所
百九十一号中	島根県告示第五	
八〇〇・〇〇		誤
六三〇・〇〇		正

平成16年2月20日付け島根県報第1,548号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第172号中	452.00	430.00

平成16年11月26日付け島根県報第1,628号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
8	島根県告示第1,154号中	613.80	813.80

平成17年7月15日付け島根県報第1,692号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
8	島根県告示第822号中	同町中村上荷場谷	同町中村瀬ノ奥

平成17年 7 月22日付け島根県報第1,694号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
10	島根県告示第847号中	318番 3 地先	381番 3 地先

平成17年11月 1 日付け島根県報第1,723号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第1,156号中	出雲市船津町318番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで	出雲市船津町381番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで
		出雲市大津町字土手根525番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで	出雲市大津町字土手根525番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで
		出雲市上塩冶町字大井谷1686番 1 地先から同字1629番 1 地先まで	出雲市上塩冶町字大井谷1686番 1 地先から同字1629番 1 地先まで
		出雲市船津町318番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで	出雲市船津町381番 3 地先から同市上島町字手作2617番 4 地先まで

平成17年12月 9 日付け島根県報第1,734号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第1,264号中	大字小谷	大字川内

